

## 「令和 8 年度市報作成及び印刷業務」

### プロポーザル実施要領

本実施要領は、令和 8 年度市報作成及び印刷業務(以下「本業務」という)を委託する事業者を選定するための企画提案(以下「本企画提案」という)について、参加事業者が仕様等を十分理解し、的確に履行できる技術力を有するかを審査することを目的として、必要な事項を定めたものである。

#### 1 業務概要

##### (1) 業務の目的

市政に関する情報を市民の方へわかりやすくお知らせし、市政への興味や関心をもってもらうのは勿論のこと、市民の皆様に興味を持って読んでいただける紙面づくりを目的とする。

特に重要課題については的確な情報提供を行い、市民の方の理解を得る事で事業推進の一助とする。

##### (2) 業務内容

別紙「令和 8 年度市報作成及び印刷業務委託仕様書」(以下「仕様書」という)のとおり

##### (3) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

(「市報うれしの」令和 8 年 5 月号～令和 9 年 4 月号)

##### (4) 提案上限額

令和 8 年度上限額 12,754,000 円(消費税及び地方消費税含む)

※令和 8 年度当初歳出予算において、減額または削除があった場合は、契約を変更または解除する。

#### 2 参加資格

本事業を遂行するにあたり、下記要件をすべて満たしていること。

- (1) 本事業を遂行するにあたり、十分な知識及び技術、体制を有すること。
- (2) 過去 5 年以内に九州内自治体における自治体広報紙制作の実績があること。
- (3) 令和 8 年度一般競争(指名競争)参加資格審査申請(以下「参加資格審査申請」という。)が登録されていること。なお、参加資格審査申請が提出されていない場合は、参加申込書提出前までに手続きが完了していること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)により、更生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (6) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)により、再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (7) 本市から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

### 3 実施スケジュール

内容	日程・期限
告示日（公募開始）	令和8年1月5日(月)
参加申込書（様式1）及び会社概要資料の提出期限	令和8年1月19日(月)17時必着
仕様書等に関する質問表（様式2）の提出期限	令和8年1月19日(月)17時必着
参加申込者の確認結果通知	令和8年1月22日(木)発送
質問表（様式2）に対する回答	令和8年1月23日(金)までに回答
実績書（様式3）、提案書及び見積書の提出期限	令和8年1月28日(水)17時必着
プロポーザル審査会	令和8年2月4日(水)予定
審査結果通知発送及び公表	令和8年2月6日(金)予定
業務委託契約の締結	令和8年4月1日(水)

### 4 手続き等

#### (1) 問い合わせ

〒849-1492 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲 1769 番地  
嬉野市役所 広報・広聴課 (TEL) 0954-66-9115 (FAX) 0954-66-3119  
(メール) [info@city.ureshino.lg.jp](mailto:info@city.ureshino.lg.jp)

#### (2) プロポーザル実施要領等の入手方法

実施要領・仕様書・参加申込書等は、公告の日から嬉野市ホームページに掲載する。  
(<http://www.city.ureshino.lg.jp/>)

#### (3) 参加申込書（様式1）及び会社概要資料の提出期限、提出場所及び提出方法

- ① 提出期限 令和8年1月19日(月) 17時必着
- ② 提出場所 嬉野市役所 広報・広聴課
- ③ 提出方法 持参又は郵送で提出

#### (4) 仕様書等に関する質問表（様式2）の提出期限、提出場所及び提出方法

- ① 提出期限 令和8年1月19日(月) 17時必着
- ② 提出場所 嬉野市役所 広報・広聴課
- ③ 提出方法 持参、郵送、FAXまたは電子メールで提出

#### (5) 参加申込者の確認結果通知

参加申込者の参加資格審査を行い、確認結果及び審査会の日時に関する通知を令和8年1月22日(木)に発送する。

#### (6) 質問表（様式2）に対する回答

令和8年1月23日(金)までに嬉野市ホームページにて回答を公表する。

#### (7) 実績書（様式3）、提案書及び見積書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ① 提出期限 令和8年1月28日(水) 17時必着
- ② 提出場所 嬉野市役所 広報・広聴課
- ③ 提出方法 持参又は郵送で提出

#### (8) プロポーザル審査会

- ① 実施予定日 令和8年2月4日(水)予定
- ② 実施場所 嬉野市役所 塩田庁舎3階 3-2会議室
- ③ 審査結果通知日 令和8年2月6日(金)予定

## 5 最適提案者の選定方法等

### (1) 評価基準等について

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

No.	採点基準	評価項目	配点	
1	基本方針・企画・内容	広報紙の目的と期待する効果を理解し、その実現に有効なコンセプト、構成になっているか。	15	
2		デザインやレイアウトで市民の興味・関心を惹きつけるような工夫がなされているか。	15	
3		文字や写真、イラスト等の色使いが適当で見やすい構成となっているか。	15	
4		読者を拡大する工夫・楽しませる工夫がなされているか。	10	
5		多様な読み手に対応し、誰にとっても分かりやすい紙面となっているか。	10	
6		その他内容が優れ、特に評価するべき内容があるか。	5	
7	業務の監理体制・制作体制	責任者・役割分担等が具体的に明示され、本業務を確実に履行することができるものとなっているか。	10	
8		作業ごとに開始・終了が明確にされ、計画的で無理のないスケジュールとなっているか。	10	
9	会社概要・実績	過去に企画編集された刊行物は、魅力あるものとなっているか。	5	
小 計 ①				
No.	採点基準	評価項目	配点	
10	見積価格の妥当性	見積額	5	
		※配点（5点）×（提案者の最低見積額）÷（当事者の見積額）		
小 計 ②				
合 計 （①+②）			100	

### (2) 選定方法

提案書の内容等について明瞭化のため、市が設置する選定委員会において、提出書類に基づいてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最適提案者を選定する。

#### 【審査（プレゼンテーション）の実施】

①実施日 令和8年2月4日（水）を予定

②提案者出席者数 3名以内

③プレゼンテーションに要する時間

概ね30分（説明20分、質疑応答10分）程度とする。ただし、提案者数に応じてプレゼンテーションの時間配分等を調整することがある。

④プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションの内容は提出された提案書に基づくものとする。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

##### ⑤プレゼンテーションに要する機材

パソコン、モニターは市が準備する。ただし、パソコンについては提案者の持ち込みも可とする。

#### (3) 最低基準について

提案者の得点のうち、「(1) 評価基準等について」の合計得点が、配点合計の 60%以上であることとする。

#### (4) 提案者が 1 者の場合について

提案者が 1 者のみの場合においても、書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。審査において、選定委員会がプロポーザル実施要領、仕様書等を満たすと判断した場合はその提案者を受託候補者として決定する。

#### (5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 「2 参加資格要件」を満たさなくなった者
- ② 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④ 提案者が個別に審査委員と接触をもつなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 見積額が委託上限額を超過している場合
- ⑥ その他審査で、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

### 6 審査結果の通知・公表

最適提案者選定後、参加者全員に選定又は非選定の審査結果を通知する。また、最適提案者を市ホームページで公表する。なお、審査結果及び審査内容についての質問・意義申し立ては一切受け付けない。

### 7 契約手続等

選定された最適提案者は、市と委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った場合に委託契約を締結する。但し、契約の締結をする時期は、令和 8 年度予算が成立した後とする。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

### 8 その他

#### (1) 費用負担

本実施要項に基づく全ての手続きに関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

#### (2) 提案書について

① 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行なうことがある。

② 提出された提案書等は、返却しない。

③ 提案書等は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

ただし、嬉野市情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。